

「再犯防止推進計画（案）」に関するパブリックコメント

2017年11月9日 法務省大臣官房秘書課あて提出

II 第2・1（2）⑥就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実 P12

ア 就労した者の離職の防止

「矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、」を「矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、ハローワーク等において、」に修正してください。

理由：就労を継続するためには、過去の罪を同僚に言えないなど悩みもあり、地域生活定着支援センターでのフォローアップとしての相談が活用できるものと思われる。

II 第2・1（2）③地域社会における定住先の確保 P14

ア 住居の確保を困難にしている要因の調査等

全文を以下のとおり修正してください。

「法務省は、犯罪をした者や被疑者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度全般の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。」

理由：住居が確保されていないことと犯罪の発生との関連が強く疑われることから、犯罪をした者以外でも被疑者段階での住居の確保実態を調査する必要がある。

また、身元保証制度に関しては、犯罪をした者に限らず、早急に在り方の見直しを含め必要な措置を講ずる必要がある。

II 第3・1（2）①関係機関における福祉的支援の実施体制の充実 P16

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化

全文を以下のとおり修正してください。

「法務省は、犯罪をした者等について、これまで見落とされがちであった福祉サービスのニーズを始めとする全人的なニーズを早期に把握して福祉サービス等の利用に向けた支援等を実施することにより円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の配置の充実によるソーシャルワーク機能の強化や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図る。」

理由：

・アセスメントの対象としては、福祉サービスのニーズのみならず、全人的なニーズの把握が重要である。

・「福祉サービスを利用させる」とあるが、利用はあくまでも手段であり目的ではなく、また、当事者が利用するもので、利用を強いられるものではない。

・矯正施設における社会福祉士の配置・常勤化が進んでおり、「配置の充実」と記載すべきである。

・個人への働きかけ、環境への働きかけ、個人と環境の相互作用への働きかけなど、生きづらさの解消等を図るソーシャルワークの機能が重要である。

II 第3・1（2）①関係機関における福祉的支援の実施体制の充実 P17

オ 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施

末尾に、以下を追加してください。

「研修の実施に当たっては、民間の社会福祉士等福祉関係者を講師とするほか、刑事司法関係者と福祉との連携についてノウハウを持つ地域生活定着支援センターの職員を活用する。」

II 第3・1（2）③高齢者又は障害のある者等への効果的な入り口支援の充実 P18

ア 刑事司法関係機関の体制整備

「入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。」の前に「民間団体等と連携して」を追加してください。

理由：弁護士会・社会福祉士会が取り組む被疑者・被告人段階における高齢者・障害者の福祉的支援との連携支援は有効だと考えられる。

イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

「刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、」を「刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関及び民間団体等との連携の在り方についての検討を行い、」に修正してください。

理由：弁護士会・社会福祉士会など民間団体との連携の在り方も検討課題として必要である。

II 第4・1（2）①児童生徒の非行の未然防止策 P23~24

イ 地域における非行の未然防止等のための支援

「子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、」を「子供、保護者及び学校関係者等に対するスクールソーシャルワーカー等を活用した相談支援の充実、」に修正してください。

理由：スクールソーシャルワーカーとの連携も重要である。

II 第5・1（2）①適切なアセスメントの実施 P26

イ 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用

意見：更生支援計画等の活用に触れて頂いてありがとうございます。福祉関係者によるア

セサメントは、当事者自らが福祉制度を利用し、結果として再犯をしない状況となるものであり、刑事司法機関におけるアセスメントと視点が異なります。ぜひ、積極的な活用をお願いします。また、更生支援計画を作成するだけでは、絵に描いた餅であり、福祉関係者の協力を得て、計画を実行することができるよう、地方公共団体の支援が得られることが必要だと考えます。

II 第8・1（1）現状認識と課題等 P39

第二段落中「刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等再犯の防止等に関する施策の実施を担う機関は、」を「刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等は、」に修正してください。

理由：原文では、保健医療・福祉関係機関が、再犯防止に関する施策の実施機関と読める。結果として再犯防止に繋がるにしても、保健医療・福祉関係機関は福祉的支援の充実を図る機関であり、原文では誤解を招くため修正が必要である。